

上三川町議会活性化に向けた改革検討会

結果報告書

〔期間：平成28年1月～令和元年11月〕

令和元年11月

上三川町議会活性化に向けた改革検討会

1 はじめに

当町議会では、議会の活性化、開かれた議会を目指して、平成24年3月に「上三川町議会活性化に向けた改革検討会（以下「検討会」という。）」を設置し、改革に向けた課題の抽出等を行い、検討項目について、協議・検討を行っている。

途中、平成27年12月の議員改選により、平成28年1月からは第2期としてこれまでの検討内容について、継続して検討、協議を進めることとなった。

第2期においては、現在まで35回会議を開き、検討項目について協議を重ねてきたが、現議員の任期が令和2年1月をもって満了となることから、この度、現在までの検討結果について報告書をまとめるものである。

2 検討会組織体制

検討会は、議員全員をもって構成。座長（副議長）、副座長（議運委員長）を置き、実務的な研究等を行うため、検討会の下に部会を設置。

3 結果（実績）

(1) 議会基本条例の制定（H31年4月施行）

議会の役割と責務を明確にして町民に信頼され開かれた議会とするため、議会の運営及び議員の活動に関する基本的事項について定める。

概要 町民の代表機関としての議会の役割と責務を明確化するため、「議会の活動原則」「議員の活動原則」「町民と議会との関係」「委員会等の公開」「政務活動費」「議員の政治倫理」等について規定。

(2) 議会政務活動費の運用方法の見直し

- ①議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正し、議会政務活動費の交付要件に「町税等に滞納がないこと」を追加。（H31年4月1日施行）
- ②ホームページ上で交付金実績一覧を公表。
（平成30年度分以降を公表）

(3) 議員定数の見直し

上三川町議会議員定数を定める条例の一部を改正し、議会議員の定数を現在の16人から2名減の14人とする。（R元年6月改正）

※施行は次の一般選挙から

(4) 予算特別委員会の設置

町当初予算の審議について、全議員で構成する「予算特別委員会」を設置し、審議を付託する。詳細な審議は、分科会を設置し、分割で行うこととする。
(平成31年3月定例会より予算特別委員会を設置)

(5) 議会常任委員会と執行機関の非公式協議の設置基準の策定

議案として提案されたもの以外について、議会常任委員会と町執行部が互いに非公式な協議が必要と思われる時に、円滑に協議の場が設置できるよう、開催の手順等、事前の取り決めについて規定。

(6) 町ホームページにおける議会会議録の公開

現職議員の任期にかかる議会会議録を、平成30年9月から町ホームページ上で公開。

(7) 議会懇談会実施要領の策定

町民の意見を議会活動により反映させるための意見交換の場として、町民からの要望に応じ、懇談会を実施する。

(8) その他の検討項目の状況等

検討項目	検討内容	備考（結果、状況等）
議員報酬の見直し	報酬の見直しについて、執行部への要望	改革検討会として、執行部に対し「議員報酬の見直しについて」要望書を提出。
執行権と議決権の明確化	各種の審議会等へ参画範囲の見直しを検討	継続中
予算執行状況に関する長から議会への情報提供	【第1部会】 県内市町の状況を調査し、研究	必要に応じ、各議員が議会事務局に要求し、提供を受けることとする
町及び議会ホームページの充実（町への提言）	より効果的な公開内容、公開範囲、掲載方法について検討	【第2部会】 継続中
本会議のインターネット中継	中継することによるメリット・デメリットを考え、導入方法等について検討	【第2部会】 継続中
政務活動費の運用方法の見直し（使途等）	政務活動費の使途に関する基準について協議	【第2部会】 継続中
政治倫理条例の制定	政治倫理条例の研究	継続中
議員品位条例の制定	議員品位条例の研究	継続中
議場における情報機器の活用	タブレットの導入について検討	【第2部会】 継続中

4 審議経過

※議員改選に伴い9月までは審議を中断

	開催年月日	議 題
第1回	H28. 9. 20	○これまでの取組みについて(H24. 3～H27. 12第1期) ○今後の進め方について
第2回	H28. 10. 20	○議員からの提案項目について ○部会の設置について
第3回	H28. 11. 22	○議員からの提案項目について
第4回	H28. 12. 15	○検討項目の整理・追加について ○部会の経過報告について(検討結果の報告) 【第1部会】今後の進め方について 【第2部会】今後の進め方について (検討項目の選定)
第5回	H29. 1. 17	○部会の経過報告について(検討内容の報告) 【第1部会】執行権と議決権の明確化について 【第2部会】町及び議会ホームページの充実について(町への提言・議会会議録の公開等)
第6回	H29. 2. 16	○部会の経過報告について(検討内容の報告) 【第1部会】 ①議員定数の見直しについて ②議員報酬の見直しについて 【第2部会】 ①町及び議会ホームページの充実について ②本会議のインターネット中継について ③政務活動費の運用方法の見直しについて (交付・公表・用途等)
第7回	H29. 3. 16	○部会の経過報告について(検討内容の報告) 【第1部会】 ①議員定数の見直しについて ②議員報酬の見直しについて 【第2部会】 ①町及び議会ホームページの充実について ②本会議のインターネット中継について

		③政務活動費の運用方法の見直しについて
第 8 回	H29. 4. 14	○部会の経過報告について
第 9 回	H29. 5. 23	○部会の経過報告について（検討内容の報告） 【第 1 部会】 ①議員定数の見直しについて ②議員報酬の見直しについて 【第 2 部会】 ①本会議のインターネット中継について ②政務活動費の運用方法の見直しについて
第 1 0 回	H29. 6. 15	○部会の経過報告について（検討内容の報告） 【第 1 部会】 ①議会基本条例の制定に向けた調査研究 ②議員品位条例の制定に向けた調査研究 ③政治倫理条例の制定に向けた調査研究 【第 2 部会】議会報告会の開催について
第 1 1 回	H29. 7. 18	※茨城県大洗町議会視察研修
第 1 2 回	H29. 8. 23	○部会の経過報告について
第 1 3 回	H29. 9. 21	○部会の経過報告について 【第 1 部会】（検討内容の報告） ①議会基本条例の制定に向けた調査研究 ②議員品位条例の制定に向けた調査研究 ③政治倫理条例の制定に向けた調査研究 ④予算の執行状況に関する長から議会への 情報提供について 【第 2 部会】さくら市議会報告会視察 8/23 の報告
第 1 4 回	H29. 10. 17	○部会の経過報告について（検討内容の報告） 【第 1 部会】 ①予算執行状況に関する長から議会への情報提供 について ②議会基本条例の制定に向けた調査研究について
第 1 5 回	H29. 11. 17	○部会の経過報告について（検討内容の報告） 【第 1 部会】議会基本条例の制定に向けた調査研究

		<p>【第2部会】</p> <p>①検討議題の経過確認について 本会議のインターネット中継、町及び議会ホームページの充実、議会回議録の公開、政務活動費運用方法の見直し、議会報告会の開催</p> <p>②ホームページの充実について</p> <p>③議場における情報機器の活用について</p>
第16回	H29.12.14	<p>○部会の経過報告について</p> <p>【第1部会】「議会基本条例の制定に向けた調査研究」について、協議結果報告</p> <p>【第2部会】 益子町議会 議会報告会の見学結果報告 議会報告会開催について、協議結果報告</p> <p>○議案（当初予算案）の常任委員会への分割付託について 【予算不可分の原則】</p>
第17回	H30.1.16	○協議状況（中間報告）について
第18回	H30.2.14	<p>○部会の経過報告について</p> <p>【第1部会】 「議会基本条例の制定に向けた調査研究」について 協議</p> <p>【第2部会】</p> <p>①検討会で報告した部会経過を踏まえ再協議</p> <p>②災害時の議員連絡網の作成について協議</p>
第19回	H30.3.16	<p>○上三川町議会基本条例（試案）について《第1部会 中間報告案》</p> <p>○第2部会における協議結果について《第2部会（短期）》</p>
第20回	H30.4.17	<p>○上三川町議会基本条例（試案）《第1部会 中間報告案》に対する意見について</p> <p>○第2部会における協議結果に対する意見について</p>
第21回	H30.5.21	<p>○部会の経過報告について（検討内容の報告）</p> <p>【第1部会】 「議会基本条例の制定に向けた調査研究」について、</p>

		<p>各委員からの意見の取りまとめ</p> <p>【第2部会】当初予算の審議方法の見直しについて</p> <p>○上三川町議会基本条例(案1)《第1部会》について</p>
第22回	H30. 6.18	<p>○部会の経過報告について(検討内容の報告)</p> <p>【第1部会】</p> <p>①議員定数の見直しについて</p> <p>②議員報酬の見直しについて</p> <p>【第2部会】政務活動費運用方法の見直しについて</p> <p>※町税滞納者への政務活動費支出制限について</p>
第23回	H30. 7.18	<p>○部会の経過報告について(検討内容の報告)</p> <p>【第1部会】</p> <p>①議員定数の見直しについて(適正な人数)</p> <p>②議員報酬の見直しについて</p> <p>【第2部会】</p> <p>①政務活動費運用方法の見直しについて</p> <p>②当初予算の審議方法の見直しについて</p>
第24回	H30. 8.23	<p>○部会の経過報告について(検討内容の報告)</p> <p>【第1部会】</p> <p>①議員定数の見直しについて</p> <p>②議員報酬の見直しについて</p> <p>【第2部会】議会報告会の開催について</p>
第25回	H30. 9.18	<p>○部会の経過報告について(検討内容の報告)</p> <p>【第1部会】</p> <p>①議員定数の見直しについて</p> <p>②議員報酬の見直しについて</p> <p>【第2部会】当初予算の審議方法の見直しについて</p> <p>○当初予算審議方法の見直しについて《第2部会》</p>
第26回	H30.10.17	<p>○部会の経過報告について(検討内容の報告)</p> <p>【第1部会】議員定数の見直しについて</p> <p>【第2部会】政務活動費運用方法の見直しについて</p>
第27回	H30.11.19	<p>○部会の経過報告について(検討内容の報告)</p> <p>【第1部会】議員報酬の見直しについて</p>

		【第2部会】政務活動費運用方法の見直しについて
第28回	H30.12.13	○部会の経過報告について（検討内容の報告） 【第1部会】 ①議員報酬の見直しについて 見直しの方法（改正条例案の提出方法） ②議員定数の見直しについて ③常任委員会の活動範囲の拡大 【第2部会】政務活動費運用方法の見直しについて ○議員報酬の見直しについて《第1部会》 ○議員定数の見直し《第1部会》 ○政務活動費の運用方法の見直しについて《第2部会》
第29回	H31.1.16	○議員報酬の見直しについて ○議員定数の見直し ○政務活動費の運用方法の見直しについて ○上三川町議会基本条例（案）について ○予算審議方法の見直しに係る3月定例会の日程（案）について ○改革検討会関係例規の今後の制定・改正予定について ・議案提出者は誰にするか？
第30回	H31.2.14	○今後のスケジュールについて ・平成31（2019）年2月～2019年10月 （第2期検討会協議終了） ・2019年11月～12月 （第2期検討会結果報告まとめ・公表、第2期検討会終了）
第31回	H31.3.4	※各部会ごとに協議 【第1部会】 ①議員定数の見直しについて ②常任委員会の範囲の拡大について 【第2部会】 議会懇談会（仮称）実施に向けた要綱等の作成に

		について
第32回	H31. 3.20	○部会の経過報告について ○議会常任委員会と執行機関の非公式協議の設置基準（案）について《第1部会》 ○議員定数の見直しについて《第1部会》
第33回	H31. 4.15	○議員定数の見直しについて （6月定例会議員案として提出） ○政務活動費の運用方法の見直しについて（使途基準）《第2部会》 ○議会懇談会実施要領（案）について《第2部会》
第34回	R1. 5.30	○部会の経過報告について
第35回	R1. 6.21	○部会の経過報告について（検討内容の報告） 【第1部会】 ①議会懇談会実施要領（案）について ②執行権と議決権の明確化について （各種審議会等への参画範囲の見直し等） 【第2部会】政務活動費の運用方法の見直しについて ○議会懇談会実施要領（案）について ※【第1部会】要望書（議員報酬の見直し）の提出 について内容を協議
第36回	R1. 9.20	○改革検討会結果報告書（案）について

5 部会名簿（令和元年9月現在）

【第一部会】

部会長	稲川 洋
	宇津木宣雄
	海老原友子
	小川公威
	石崎幸寛
	勝山修輔
	松本 清
	津野田重一

【第二部会】

部会長	高橋正昭
	篠塚啓一
	神藤昭彦
	志鳥勝則
	生出慶一
	稲見敏夫
	稲葉 弘
	田村 稔

上三川町議会活性化に向けた改革検討会設置要綱

(設置)

第1条 上三川町議会における活性化の方策等について、広い視野から研究・検討を行うため、上三川町議会活性化に向けた改革検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(構成及び会議等)

第2条 検討会は、議員全員をもって構成する。

- 2 検討会に座長を置き、座長には副議長があたる。
- 3 座長は、会務を総理し、会議を招集し議事を進行する。
- 4 座長に事故あるときは、議会運営委員会委員長がその職務を代理する。
- 5 会議は、構成員の過半数をもって成立する。
- 6 会議は、月1回開催し、そのほか座長が必要と認めたときに開くことができる。

(事業)

第3条 検討会は、設置の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 上三川町議会の改革に関する調査研究
- (2) 上三川町議会基本条例の制定に向けた調査研究
- (3) 議員の各種審議会、委員会等への参画について
- (4) 議会情報の公開、公聴について
- (5) 議員倫理について
- (6) その他上三川町議会活性化に向けた調査研究

(部会の設置)

第4条 検討会に、実務的な研究、検討を行うため部会を置くことができる。

- 2 部会は、座長が検討会に諮って設置する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は座長が指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、議事を進行する。
- 5 部会は、研究、検討の経過及び結果を検討会に報告する。

(庶務)

第5条 検討会（部会を含む）の庶務は、議会事務局において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月15日から施行する。